

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値及びステークホルダーの満足度を高めるため、コーポレート・ガバナンスの強化が経営上の最重要課題の一つと位置づけ、社是や経営理念に則り、法令や社内規則を遵守するとともに、「倫理コード」を定め企業倫理に適った企業活動を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
今村 直喜	679,400	25.54
今村コンピューターサービス株式会社	250,020	9.39
今村不動産株式会社	227,640	8.55
今村 九治	207,470	7.80
今村証券社員持株会	204,920	7.70
今村 和子	101,520	3.81
久保寺 茂男	89,800	3.37
今村 千加子	67,200	2.52
今村 之希有	65,000	2.44
吉田 知広	52,700	1.98

支配株主(親会社を除く)の有無	今村 直喜
-----------------	-------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

今村コンピューターサービス株式会社及び今村不動産株式会社は当社代表取締役会長である今村九治とその近親者の資産管理を目的としてあります。

両社は今村九治とその配偶者として議決権の過半数を保有しており、両社ともに当社代表取締役会長今村九治が取締役会長に、当社代表取締役社長今村直喜が代表取締役社長に就任しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	証券、商品先物取引業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との重要な取引につきましては、原則として取引を行わない方針であります。
また、有価証券の売買の取次ぎに係る取引条件につきましては、他の一般顧客の取引と同様の条件としております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
福島 理夫	他の会社の出身者								○			
室屋 和菜	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福島 理夫	○	同氏は福島印刷株式会社の代表取締役会長、倉庫精練株式会社の社外監査役を務めております。	上場企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、経営の透明性の向上及びコーポレート・ガバナンスの強化に寄与することが期待できるため、社外取締役として選任しております。また、当社との間に特別の利害関係がなく、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し独立役員に指定しております。

室屋 和菜	○	同氏は当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人に2006年12月から2017年9月まで在籍しておりました。	公認会計士として財務及び会計に関する専門的な知見を有しており、当社の経営全般に対する助言をいただくことによりコーポレート・ガバナンスの強化に寄与することが期待できるため、社外取締役として選任しております。また、当社との間に特別の利害関係がなく、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し独立役員に指定しております。
-------	---	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の実数	4 名
監査役の実数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
-----------------------	----

監査役は、社長直轄部門である内部監査部門が実施する内部監査と連携して監査を実施し、常勤監査役は内部監査報告会に出席して内部監査結果の報告を受けております。また、内部監査指摘事項に関する改善状況についても報告を受けております。また、監査役は、会計監査人から監査計画について説明を受け、必要に応じて監査の立会いを行うほか、監査結果について報告を受け意見交換を行っております。内部監査部門は、会計監査人が行う監査に際して、必要に応じて意見交換を行って、連携を図っております。

社外監査役の実任状況	選任している
社外監査役の実数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている実数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l m
中島 史雄	弁護士												
中村 善宏	他の会社の出身者												

- 会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

中島 史雄	○	同氏は中島・早川・北村法律事務所所属の弁護士であります。	会社法学者及び弁護士として専門的な知識及び豊富な経験を有しており、業務執行及び経営監視に関する公正性を確保するため選任しております。
中村 善宏	○	同氏は当社取引先である清水建設株式会社の出身であり、2005年7月まで在籍しておりました。 なお同社と有価証券の売買等の取引はありません。	大手上場建設会社で培った豊富な経験及び知識を有しており、業務執行及び経営監視に関する公正性を確保するため選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外取締役及び社外監査役全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役及び監査役の報酬体系・水準については、「役員報酬規程」、「役員報酬に関する細則」及び「役員退職慰労金支給規程」に基づき算定することで、客観性・合理性を確保しております。なお、取締役の報酬に関しては、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する報酬体系としております。

当社の取締役及び監査役の報酬は、役位別の基本報酬（固定報酬）、業績連動報酬及び役員退職慰労金により構成することとしております。業績連動報酬においては、企業価値の持続的向上に対する取締役及び監査役の意欲や士気を一層高めるため、賞与を支給しております。毎期の業績連動報酬は、各期の純営業収益に基づき職責に応じて役員毎に算定することとしております。また、従業員給与水準と不均衡が生じる場合には、「役員報酬に関する細則」に基づき職責に応じて役員毎に調整することとしております。ただし、当該期間が純損失の場合には、業績連動報酬を支給いたしません。当社は金融商品取引業を営んでおり、株式市況の影響を受け業績の変動が激しいため、業績連動報酬の査定において、純営業収益をベースとすることが当社にとって業績を最も適正に反映すると判断しております。報酬額の決定に当たっては、代表取締役社長が上記の基準に従い検討し、取締役においては株主総会及び取締役会の決議を、監査役においては株主総会の決議及び監査役の協議を経て決定することとしております。なお、業績連動報酬として株式関連報酬が多く採用されておりますが、当社の業績は経済情勢や市場環境の変動による影響を大きく受ける状況にあり、必ずしも実施した施策を反映した業績とはならないため採用しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

2020年3月期における取締役及び監査役の報酬等の額は、以下のとおりです。
取締役8名に対し167,918千円(うち社外取締役1名に対し3,210千円)
監査役4名に対し20,893千円(うち社外監査役2名に対し6,553千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役及び監査役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に係る方針(以下「決定方針」という。)を定めており、その概要は次のとおりであります。

【基本方針】

・取締役の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する報酬体系とします。

- ・各役員の役割や責任に応じた報酬体系とし、透明性と公平性を確保します。
 - ・会社業績との連動性を確保し、職責や成果を反映した報酬体系とします。
 - ・報酬体系・水準については、「役員報酬規程」、「役員報酬に関する細則」及び「役員退職慰労金支給規程」に基づき算定することで、客観性・合理性を確保します。
 - ・報酬体系・水準は、経済情勢や当社業績、他社水準等を踏まえて見直しを行います。
- 【報酬体系】

当社の取締役及び監査役の報酬は、役位別の基本報酬(固定報酬)、業績連動報酬及び役員退職慰労金により構成することとしております。基本報酬は、「役員報酬規程」及び「役員報酬に関する細則」に基づき職責に応じて役位毎に検討し、取締役においては取締役会の決議を、監査役においては監査役の協議を経て決定することとしております。

業績連動報酬においては、企業価値の持続的向上に対する取締役及び監査役の意欲や士気を一層高めるため、賞与を支給しております。毎期の業績連動報酬は、各期の純営業収益に基づき職責に応じて役員毎に算定することとしております。また、従業員給与水準と不均衡が生じる場合には、「役員報酬に関する細則」に基づき職責に応じて役員毎に調整することとしております。ただし、当該期間が純損失の場合には、業績連動報酬を支給いたしません。当社は金融商品取引業を営んでおり、株式市況の影響を受け業績の変動が激しいため、業績連動報酬の査定において、純営業収益をベースとすることが当社にとって業績を最も適正に反映すると判断しております。報酬額の決定に当たっては、代表取締役社長が上記の基準に従い検討し、取締役においては株主総会及び取締役会の決議を、監査役においては株主総会の決議及び監査役の協議を経て決定することとしております。なお、業績連動報酬として株式関連報酬が多く採用されておりますが、当社の業績は経済情勢や市場環境の変動による影響を大きく受ける状況にあり、必ずしも実施した施策を反映した業績とはならないため採用しておりません。

役員退職慰労金は、「役員退職慰労金支給規程」に基づき基準額を算定したうえ、功績の多少・軽重を評価し、取締役においては株主総会及び取締役会の決議を、監査役においては株主総会の決議及び監査役の協議を経て決定することとしております。なお、報酬額は、基準額の50%を超えない範囲で増額又は減額できることとしております。

取締役の報酬総額は、1986年11月25日開催の第47期定時株主総会において年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。

監査役の報酬総額は、1986年11月25日開催の第47期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役を補佐する専従スタッフは配置しておりませんが、必要に応じ取締役会の議題の事前説明を行っております。

また、社外役員及び取締役社長による意見交換を定期的に行っております。

監査役会では、常勤監査役が内部監査状況等の報告をすると共に情報交換を行っております。

なお、監査役の職務を補助する使用人を総務部に配置し、監査役の事務処理等を補助させる体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役会、監査役会、会計監査人設置会社であります。

会社の機関等の内容は、以下のとおりであります。

1. 取締役会

取締役9名のうち2名が社外取締役であります。

経営上の意思決定機関として、月1回以上開催し、法令、定款及び取締役会規程に基づき経営方針及び重要事項について審議したうえで決議しております。また、取締役会には、取締役及び監査役が原則として全員出席し、当社の経営が適正、公正に行われるよう取締役の業務執行の状況を監視しております。

2. 幹部会

原則として、毎営業日開催しております。常勤取締役及び各部長で構成され、下記事項を定例的に報告・協議しております。

- ・各担当の業務活動
- ・コンプライアンスマニュアルに定める自己資本規制比率の状況、流動性リスクの状況、信用リスクの状況等の事項
- ・予算管理規程及び規程管理規程等に定める事項
- ・その他構成員が必要と認めた事項

3. 監査役

監査役3名のうち2名が社外監査役であります。なお、常勤監査役1名は、長年にわたり当社において財務・経理部門を担当し、経理部長を歴任していたことから、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。また、社外監査役1名は会社法学者及び弁護士であることから、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役は取締役会及び幹部会等の重要な会議への出席、代表取締役との定期的な会合、重要な書類の閲覧等により取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務の執行状況を監査し、経営判断の公正性、適法性を確保しております。また、部店への往査を実施し、法令等の遵守状況、内部統制システムの整備状況等についてモニタリングしております。

4. 監査役会

監査役全員で構成され、原則として毎月1回開催しております。法令、定款及び監査役会規程に基づいて、監査の方針、監査計画、監査業務の分担、その他監査役の職務執行に関する事項について定めております。常勤監査役は、内部監査部が実施する内部監査結果等及び会計監査人からの報告等について監査役会に報告し、監査役相互の連携を図っております。

5. 会計監査等の状況

会計監査については、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、内田和男及び安藤真弘であり、同監査法人の指定有限責任社員及び業務執行社員であります。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他5名であります。

また、当社は、同監査法人に顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務を委託しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社で、監査役3名のうち2名が社外監査役であります。社外監査役は、1名が会社法学者で弁護士であり、もう1名は他業種出身者であります。それぞれ豊富な経験、知識、企業統治に関する高い見識を有しており、取締役会に出席して意見を述べるなど取締役の職務の執行を監視しております。

また、取締役9名のうち2名が社外取締役であります。社外取締役は、1名が上場会社の経営者であり、もう1名は公認会計士であります。それぞれ豊富な経験と幅広い見識をもとに独立した立場から経営全般についての助言をいただくこととしており、ガバナンス体制の一層の強化を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知は、法定期限である総会日2週間前の発送にとらわれることなく、株主への早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した株主総会の開催を行うよう努めております。 2020年3月期の定時株主総会は、2020年6月19日(金)に開催致しました。
電磁的方法による議決権の行使	今後、対応を検討して参ります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取り組み	今後、対応を検討して参ります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの説明会を年2回実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社HPにおいて、IR情報ページを設置し決算短信、その他適時開示情報を適時掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部IR課	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	取締役会の基本責務として、利害関係者に対する公正性を確保し、その維持に努めることを掲げております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	これまでにIFFIm(予防接種のための国際金融ファシリティ)が発行する債券及び投資を通じてSDGsの実現に貢献することができる外貨建てグリーンボンドの販売、災害の被災者支援のための寄付、学生のためのインターンシップの実施、中学校・高校・大学への講師の派遣、大学での有単位講座の開設等を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び関係法令に基づき「内部統制システムの基本方針」を以下のとおり定め、内部統制の充実を図っております。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 1 取締役及び監査役並びに取締役会及び監査役会の役割を法令に基づき明確に定め、役職員に周知徹底を図ることによって、相互牽制機能が十分に働く体制とする。
- 2 法令及び定款を遵守するとともに企業倫理の実践を図るため、「法令等遵守に対する基本方針」「コンプライアンス・マニュアル」「倫理コード」等を定め、役職員に周知徹底を図る。
- 3 社内規程等をイントラネットに掲載し常に企業倫理の周知徹底を図るとともに、役職員に対するコンプライアンスの研修を実施しコンプライアンスの強化を図る。
- 4 コンプライアンスに関する相談及び不正行為の通報のため、社外を含めた複数の窓口を設置し、通報者の保護を徹底する。
- 5 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との取引は一切行わず、それらの者に対して組織全体として毅然たる態度で対応する。
2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 1 日々発生するリスクが多様化・複雑化している現状を踏まえて、「リスク管理規程」に基づきリスク管理体制を構築し、運用を行う。
- 2 財務健全性の指標である自己資本規制比率の計算については、経理部が営業日ごとに算出し幹部会に報告するほか、毎月末の自己資本規制比率及びその詳細について取締役会に報告する。
3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1 取締役会は中期経営計画及び当該計画に基づく目標を設定し、各部門の担当取締役はその目標を達成するため具体策を実行する。また、四半期決算及び決算の内容が正確なものであることを検証し、必要に応じて目標を修正する。
- 2 「取締役会規程」に基づき、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要な業務に関する事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- 3 経営効率を向上させるため、「幹部会規程」に基づき幹部会を開催し、業務執行に関する基本事項等を協議する。
4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 1 取締役会の職務執行に係る情報や取締役の職務の執行に係る情報は、「取締役会規程」及び「文書管理規程」に基づき、電磁的記録を含む文書等によって適正に記録、保存及び管理する。
5. 監査役職務を補助すべき使用人
- 1 監査役を補助する使用人を総務部に配置し、監査役の事務処理等を補助させる体制とする。
- 2 監査役の職務の独立性を確保するため、上記使用人が行う監査業務の補助については、所属する部門の取締役の指揮命令を受けないものとする。
- 3 監査役から、その業務の遂行にあたり、当該使用人に対し指示があった場合、その指示の実効性を確保するため監査役の指揮命令権に従うものとする。
- 4 当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等については、監査役と事前協議のうえ実施する。
6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
- 1 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- 2 取締役及び使用人は、内部通報窓口への通知状況を定期的に監査役に報告する。
- 3 通報者が監査役への通報を希望するときは、速やかに監査役に通知する。
7. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 1 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
8. 監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
- 1 監査役は、制度の趣旨に則り、その独立性を確保し、必要に応じて代表取締役、監査法人等と意見交換する。
- 2 監査役は、業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席するほか、必要に応じて幹部会等重要な会議に出席できるものとする。
- 3 監査役は、重要な文書等を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との取引は一切行わず、それらの者に対して組織全体として毅然たる態度で対応することとしており、「反社会勢力に対する基本方針」を定めて当社ホームページにおいて公表しております。

また、反社会的勢力排除に向けた社内体制を整備をはかるため「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」、「暴力団等反社会的勢力に対する対応マニュアル」、「反社会的勢力の排除のための取引先調査について」及び「反社会的勢力排除のための定期確認作業マニュアル」等を定め、周知徹底をはかっております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 適時開示に係る当社の基本姿勢

当社は、会社情報の適時開示について、当社発行の有価証券を上場している金融商品取引所の適時開示規則等を遵守し、株主及び投資者の投資判断に影響を及ぼす重要な会社情報を、適時、公平かつ正確に開示するよう努めております。

2. 適時開示に係る社内体制の状況

当社では、会社情報の適時開示に係る所管部署を総務部としております。会社の重要な情報は総務部に集約され、適時開示規則等に基づき情報開示責任者が適時開示の要否の判断を行い、以下の手順で開示を進めております。

3. 適時開示が行われるまでの手順

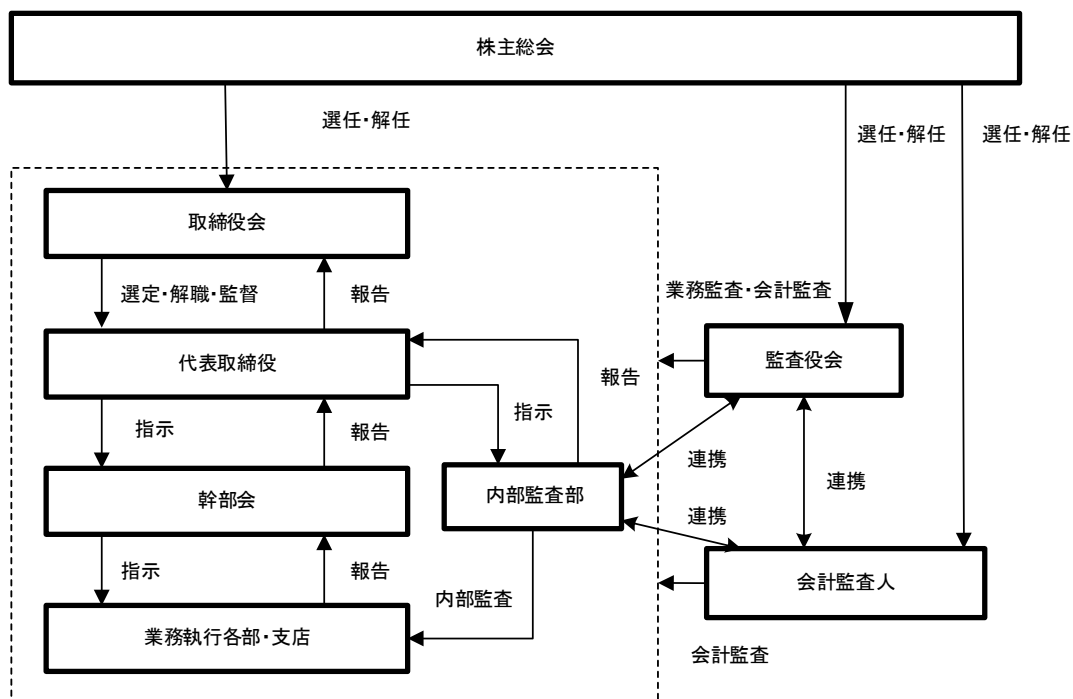
1 発生事実に関する情報

発生事実に関する情報は、発生事実の当該部署から総務部に報告されます。情報開示責任者は当該情報の適時開示の要否を判断して取締役社長及び常勤監査役に報告し、適時開示が必要なものについては取締役社長の決裁を得て速やかに情報を開示しております。

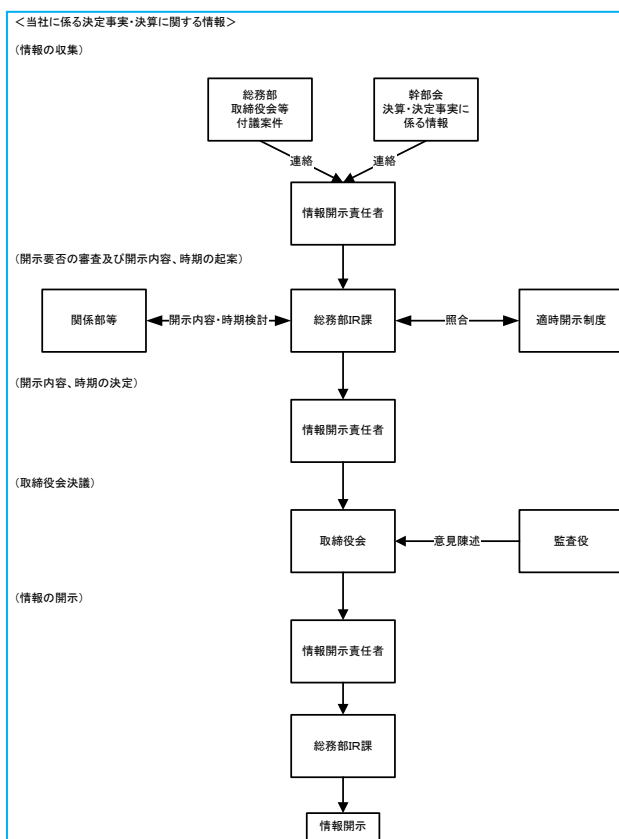
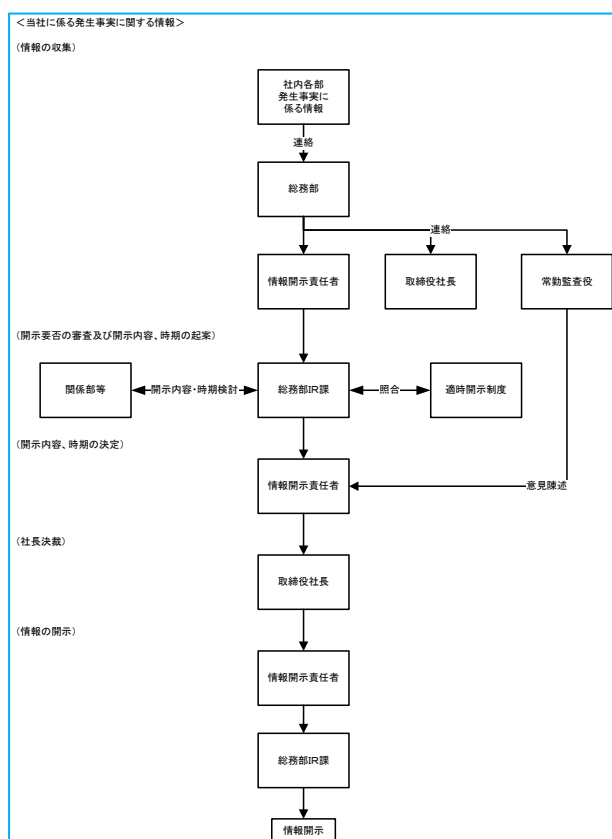
2 決定事実及び決算等に関する情報

各部署から取締役会に付議される案件は、事前に総務部に通知されます。情報開示責任者は、金融商品取引所の適時開示規則等に則って当該案件の適時開示の要否を判断し、取締役会に報告します。適時開示が必要なものについては、取締役会の承認決議後速やかに情報を開示しております。

【コーポレート・ガバナンス体制】



【適時開示体制の概要】



以上